

## 令和7年4月 介護予防・日常生活支援総合事業 単位数一覧

自己負担金 1割負担の場合 R7.4.1

		R7.4 介護報酬改定 (基本部分)	R6.6 介護報酬改定 (基本部分)	単価比較 R6.6→R7.4
訪問	現行相当	<p>業務継続計画未策定減算</p> <p>イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合</p> <p>(1) 1週に1回程度の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1月につき 12単位減算</p> <p style="padding-left: 20px;">1日につき 1単位減算</p> <p>(2) 1週2回程度の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1月につき 23単位減算</p> <p style="padding-left: 20px;">1日につき 1単位減算</p> <p>(3) 1週に2回を超える程度の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1月につき 37単位減算</p> <p style="padding-left: 20px;">1日につき 1単位減算</p> <p>ロ 1月当たりの回数を定める場合</p> <p>(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1回につき 3単位減算</p> <p>(2) 生活援助が中心である場合</p> <p>(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 1回につき 2単位減算</p> <p>(二) 所要時間45分以上の場合 1回につき2単位減算</p> <p>(3) 短時間の身体介護が中心である場合 1回につき 2単位減算</p> <p><u>介護職員等処遇改善加算</u> (終了)</p>	<p><u>介護職員等処遇改善加算</u></p> <p>令和7年3月31日まで、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算する。</p> <p>介護処遇改善加算(V)(1)</p>	<p>— 12単位</p> <p>— 1単位</p> <p>— 23単位</p> <p>— 1単位</p> <p>— 37単位</p> <p>— 1単位</p> <p>— 3単位</p> <p>— 2単位</p> <p>— 2単位</p> <p>— 2単位</p>

	(終了)	所定単位数の 221/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (2) 所定単位数の 208/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (3) 所定単位数の 200/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (4) 所定単位数の 187/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (5) 所定単位数の 184/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (6) 所定単位数の 163/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (7) 所定単位数の 163/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (8) 所定単位数の 158/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (9) 所定単位数の 142/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (10) 所定単位数の 139/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (11) 所定単位数の 121/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (12) 所定単位数の 118/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (13) 所定単位数の 100/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (14) 所定単位数の 76/1000 加算	
訪問型サービスA (週1回程度)			
訪問型サービスA (週2回程度)			

通所	現行相当	<u>介護職員等処遇改善加算</u> (終了)	<u>介護職員等処遇改善加算</u> 令和7年3月31日まで、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算する。 介護処遇改善加算(V)(1) 所定単位数の81/1000加算 介護処遇改善加算(V)(2) 所定単位数の76/1000加算 介護処遇改善加算(V)(3) 所定単位数の79/1000加算 介護処遇改善加算(V)(4) 所定単位数の74/1000加算 介護処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の65/1000加算 介護処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の63/1000加算 介護処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の56/1000加算 介護処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の69/1000加算 介護処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の54/1000加算 介護処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の45/1000加算 介護処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の53/1000加算 介護処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の43/1000加算 介護処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の44/1000加算 介護処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の33/1000加算	
----	------	----------------------------	---	--

メ ン ト 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ		<u>業務継続計画未策定減算</u> 厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		-1/100
--	--	--	--	--------

- ・令和6年4月1日以降の介護職員等処遇改善加算については、令和6年厚労省告示第八十六号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」、第五十八条、第五十九条のとおり